

池田市公益活動促進に関する条例について

資料 3-2

条例第1章 総則

- ・【目的】自主的・主体的な公益活動を促進。行政と団体との協働を推進。
- ・【定義】市民が行い、又市民のために行われる自発的・自立的な活動。不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する。
- ・【基本理念】活動の自主性・主体性を尊重し市は支援する。協働する場合は、市と団体は相互の尊重し、対等な関係である。

条例第2章 登録制度

- ・【登録】公益活動団体から申請があり、市と協働するにふさわしい団体と認めるときは、公益活動促進協議会の意見を聞き、市長が登録する。
- ・【利点】共同利用施設の無料使用、助成金の申請、協働事業の提案。
- ・【公開】毎年、登録団体は市長に活動内容を報告しなければならない。

条例第3章 協働事業提案制度

- ・【提案】市が実施している事業（又、今後実施し得る事業）のうち、市と協働できる事業を登録団体は市長に提案できる。
- ・【措置】審査の後、提案した登録団体と協働する必要が認められれば、予算上（又、その他）の措置を講ずる。

条例第4章 池田市公益活動促進 協議会

- ・【組織】中立で自立性の高い中間支援組織として条例設置。
- ・【業務】公益活動の促進に関する支援及び協働の施策についての提言、団体及び事業者へ助言、人材の育成及び普及啓発など。
- ・【運営】池田市公益活動促進協議会の組織・運営に関し必要な事項は協議会自ら定めるが、設置目的に照らし、明らかに不当なときは、市は改善措置の求めが可能。

条例第5章 池田市立公益活動促進 センター

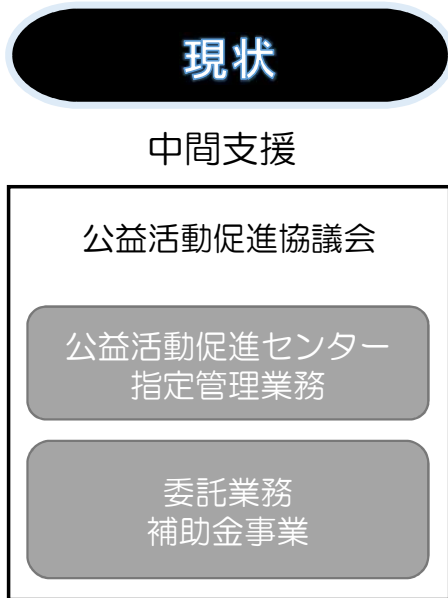
- ・【設置】池田市立コミュニティセンターに併設して設置。
- ・【業務】池田市立公益活動促進センターの使用の許可及び池田市立公益活動促進センターの管理。
- ・【使用者】公益活動を行い、又は行おうとするもの。市長が適当と認めるもの。

条例第6章 池田市公益活動促進 基金

- ・【積立】市民から市及び指定団体に対して、前年の寄付金（公益活動の促進のため）と同額を一般財源から行う。
- ・【助成】基金を財源として登録団体に助成。助成をする際は、協議会の意見を聞き、尊重する。額は、助成対象活動に係る経費の2分の1以内（設立5年以内は5分の4）とし、限度額20万円。

公益活動促進に関する今後の在り方（案）

現状



★中間支援

中間支援組織の在り方を見直すことで、公益活動促進を図る。

①指定管理業務の見直し

現在の指定管理者業務は、センターの管理・使用許可。中間支援は、委託業務及び補助金により実施。



現在の委託業務及び補助金をセンター事業に組み込み、指定管理者が中間支援組織として公益活動の促進を担う。また、その他の中間支援組織・企業・大学との連携を強化する。

②新たな中間支援業務の追加

公益活動促進センターでは、地域団体との関わりはほとんどない。



センターの事業として、地域団体の支援や地域団体及び市民とのマッチングを追加する。加えて、NPO法人の支援業務も行う。

③公益活動促進協議会の位置付け

中間支援組織として条例設置しているが、市の附属機関ではなく外部団体。



委託契約・補助金を指定管理業務に組み込み、指定管理者を中間支援組織とするため、条例での位置付けを検討。

★公益活動団体

登録団体の整理及び市との関係性を見直しを行い、協働の促進を図る。

④公益活動登録団体の整理

公益活動登録団体の中で共益的活動が主な団体が存在する。



市及び指定管理者による登録基準のチェックを徹底し、公益活動登録団体の整理を行う。

⑤市担当部局との連携強化

登録団体と市担当部局の関わりがほとんどなく、お互いを余り認識していない。



指定管理者が公益活動団体の情報を把握することで、指定管理者の紹介を通じ、市担当部局が団体に業務等を依頼する。又、市部局は担当団体をリスト化する。

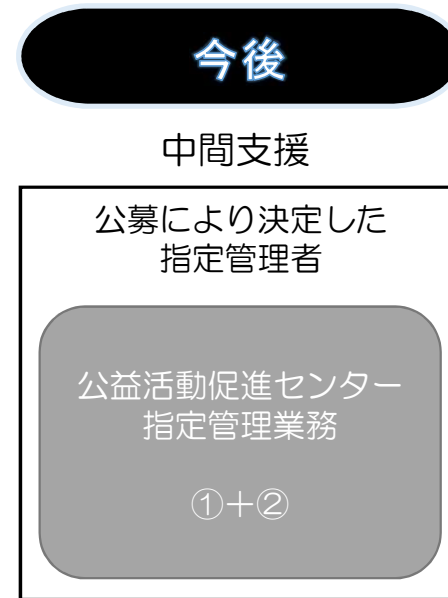
⑥助成金の見直し

審査内容に関わらず申請額が大きい団体に助成金が多く交付される仕組み。毎年同じ団体が申請可能。

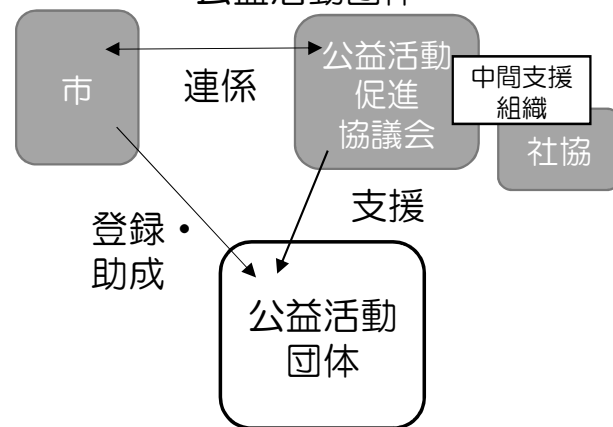


財政基盤が整っていない新設の団体への補助を手厚くする。審査結果の反映を大きくする。実施主体は検討。

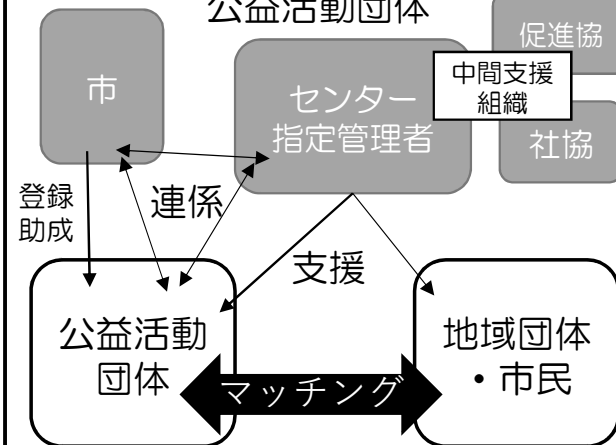
今後



公益活動団体



公益活動団体



※社協や企業・大学との連携あり。

※社協や企業・大学との連携強化。